

(三) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十七條第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
九十 食品循環資源に係る登録再生利用事業者の登録 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十条第一項（登録）の規定による登録再生利用事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
九十一 農林漁業体験民宿業者の登録又は農林漁業体験民宿業者に係る登録実施機関の登録 (一) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十六條第一項（農林漁業体験民宿業者の登録）の農林漁業体験民宿業者の登録 (二) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	登録件数	一件につき一万五千円

する法律第十六条第一項の登録実施機関に係る登録（更新の登録を除く。）

九十二 馬主の登録

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第十三条第一項（馬主の登録）の馬主の登録	登録件数	一件につき九万円
---	------	----------

九十三 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可又は農林中央金庫等の代理業の許可

（一） 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	認可件数	一件につき九万円
（二） 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十条の二第一項（許可）の農林中央金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
（三） 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第一項（許可）の特定信用事業代理業の許可	許可件数	一件につき九万円

可 (四) 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の二第一項（許可）の特定信用事業代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
九十四 会員商品取引所の設立若しくは株式会社商品取引所の許可、組織変更の認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可		
(一) 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第九条（設立の許可）の会員商品取引所の設立の許可又は同法第七十八条（株式会社商品取引所の許可）の株式会社商品取引所の許可	許可件数	一件につき十五万円
(二) 商品取引所法第三百三十二条第一項（組織変更の認可）の組織変更の認可	認可件数	一件につき十五万円
(三) 商品取引所法第三百三十二条第一項（第一種特定商品	許可件数	一件につき十五万円

市場類似施設の開設の許可）の第一種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数	一件につき十五万円
(四) 商品取引所法第三百四十二条第一項（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数	一件につき三万円
(五) 商品取引所法第三百三十五条第一項（変更の許可等）（同法第三百四十五条（準用）において準用する場合を含む。）の規定による変更の許可（同法第三百三十二条第二項第三号又は第三百四十二条第二項第三号の取引の対象となる商品又は商品指数の増加に係るものに限る。）		
九十五 商品取引受託業務若しくは商品取引債務引受業の許可又は委託者保護基金の登録	許可件数	一件につき十五万円
(一) 商品取引所法第九十条第一項（商品取引受託業務の	許可件数	一件につき十五万円

許可)の商品取引受託業務の許可(更新の許可を除く。)	(一) 商品取引所法第六十七条(許可)の商品取引債務引	許可件数	一件につき十五万円
受業の許可	(二) 商品取引所法第二百九十三条(委託者保護業務の登録)の委託者保護基金の登録	登録件数	一件につき十五万円
九十六 商品投資販売業又は商品投資顧問業の許可又は業務の種類の変更の認可			
(一) 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第三条(商品投資販売業の許可)の商品投資販売業の許可(更新の許可を除く。)	許可件数	一件につき十五万円	
(二) 商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十条(商品投資顧問業の許可)の商品投資顧問業の許可(更新の許可を除く。)	許可件数	一件につき十五万円	

(三) 商品投資に係る事業の規制に関する法律第九条(変更の認可) (同法第三十三条第一項(準用規定)において準用する場合を含む。)の規定による変更の認可(同法第五条第一項第五号(許可の申請)又は第三十一条第一項第五号(許可の申請)の業務の種類増加に係るものに限る。)	認可件数	一件につき三万円
九十七 石油パイプライン事業の許可又は事業用施設の変更の許可 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)第五条第一項(石油パイプライン事業の許可)の石油パイプライン事業の許可又は同法第八条第一項(事業用施設の変更)の導管に係る変更の許可(導管の延長の増加に係る許可で政令で定めるものに限る。)	許可件数	一件につき九万円
九十八 石油輸入業者の登録		

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十三条（登録）の石油輸入業者の登録	登録件数	一件につき三万円
九十九 揮発油販売業者の登録又は揮発油等に係る分析機関の登録		
(一) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第三条（登録）の揮発油販売業者の登録 録	登録件数	一件につき三万円
(二) 揮発油等の品質の確保等に関する法律第十六条の二第二項（揮発油販売業者に係る分析機関の登録）、第十七条の三第二項（揮発油生産業者に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第一項（軽油生産業者に係る分析機関の登録）、第十七条の十第一項（灯油生産業者に係る分析機関の登録）又は第十七条の十二第一項（重油生産業者に係る分析機関の登録）において準用する場合を含む	登録件数	一件につき九万円

む。）又は第十七条の四第三項（揮発油輸入業者等に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第二項若しくは第三項、第十七条の十第二項若しくは第三項又は第十七条の十二第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。）の登録（更新の登録を除く。）

百 液化石油ガス販売事業者の登録、保安機関の認定若しくは一般消費者等の数の増加の認可又は特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録

(一) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三条第一項（事業の登録）の経済産業大臣がする液化石油ガス販売事業者の登録	登録件数	一件につき三万円
(二) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十九条第一項（認定）の経済産業大臣がする保	認定件数	一件につき九万円

安機関の認定（更新の認定を除く。）		
(三) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十三条第一項（一般消費者等の数の増加の認可等）の規定により経済産業大臣がする保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可	認可件数	一件につき一万五千円
(四) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円 （既に(四)に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
百一 ガス事業の許可、ガスの供給区域若しくは供給地点の変更の許可又は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る検査機関の登録	許可件数	一件につき九万円

(事業の許可)の一般ガス事業の許可又は同法第八条第一項(供給区域等の変更)の供給区域の増加に係る変更の許可(これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。)

(二) ガス事業法第八条第一項の供給地点の変更の許可(供給地点群の増加に係るものに限る。又は同法第三十七条の二(事業の許可)の簡易ガス事業の許可

(三) ガス事業法第三十六条の二の二第一項(登録ガス工作物検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(四) ガス事業法第三十九条の十一第一項(検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

許可件数

登録件数

申請件数

一件につき一万五千円

一件につき九万円

一件につき九万円

(既に(四)に掲げる登録を受けている者については、一万五千

百二 高压ガスの製造等に係る認定完成検査実施者若しくは認定保安検査実施者の認定、容器検査所、登録容器等製造業者若しくは外国登録容器等製造業者の登録又は登録特定設備製造業者若しくは外国登録特定設備製造業者の登録

(一) 高压ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号) 第二十条第三項第二号 (完成検査) の認定完成検査実施者の認定 (更新の認定を除く。)	認定件数	一件につき九万円
(二) 高压ガス保安法第三十五条第一項第二号 (保安検査) の認定保安検査実施者の認定 (更新の認定を除く。)	認定件数	一件につき九万円
(三) 高压ガス保安法第四十九条第一項 (容器再検査) の容器検査所の登録 (政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(四) 高压ガス保安法第四十九条の五第一項 (容器等製造業	登録件数	一件につき九万円

者の登録)の規定による登録容器等製造業者の登録(更新の登録を除く。)

(五) 高圧ガス保安法第四十九条の三十一第一項(外国容器等製造業者の登録)の規定による外国登録容器等製造業者の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

一件につき九万円

(六) 高圧ガス保安法第五十六条の六の二第二項(特定設備製造業者の登録)の規定による登録特定設備製造業者の登録(更新の登録を除く。)

(七) 高圧ガス保安法第五十六条の六の二第二項(特定設備製造業者の登録)の規定による登録特定設備製造業者の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

一件につき九万円

(八) 高圧ガス保安法第五十六条の六の二第二項(特定設備製造業者の登録)の規定による登録特定設備製造業者の登録(更新の登録を除く。)

(九) 高圧ガス保安法第五十六条の六の二第二項(特定設備製造業者の登録)の規定による登録特定設備製造業者の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

一件につき九万円

(十) 高圧ガス保安法第五十六条の六の二第二項(特定設備製造業者の登録)の規定による登録特定設備製造業者の登録(更新の登録を除く。)

百三 熱供給事業の許可

熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第三条(事

許可件数

一件につき九万円

業の許可)の熱供給事業の許可

百四 電気事業の許可若しくは電気の供給区域等の変更の許可、特定供給若しくは一般電気事業者の供給区域外の供給の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録

(一) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第

一項(事業の許可)の電気事業の許可

イ 電気事業法第二条第一項第一号(定義)に規定する

許可件数

一件につき九万円

一般電気事業の許可又は同法第八条第一項(供給区域等の変更)の規定による変更の許可(同法第六条第二項第三号(許可証)の供給区域の増加に係るもの(これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。)に限る。)

ロ 電気事業法第二条第一項第三号に規定する卸電気事業の許可又は同法第八条第一項の規定による変更の許可（同法第六条第二項第三号の供給の相手方たる一般電気事業者の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき九万円
ハ 電気事業法第二条第一項第五号に規定する特定電気事業の許可又は同法第八条第一項の規定による変更の許可（同法第六条第二項第三号の供給地点の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき一万五千円
(二) 電気事業法第十七条第一項（特定供給）の電気を供給する事業の許可	許可件数	一件につき一万五千円
(三) 電気事業法第二十五条第一項（一般電気事業者の供給区域外の供給）の許可	許可件数	一件につき一万五千円
(四) 電気事業法第五十条の二第三項（登録安全管理審査機	登録件数	一件につき九万円

関の登録）、第五十二条第三項（登録安全管理審査機関の登録）又は第五十五条第四項（登録安全管理審査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） （五）電気事業法第五十七条の二第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五 登録電気工事業者の登録 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三条第一項（登録）の経済産業大臣がする登録電気工事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百六 エネルギー管理指定工場に係る登録調査機関の登録 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

百七 工業用水道事業の許可又は給水区域の変更の許可	工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条第二項（事業の届出及び許可）の工業用水道事業の許可又は同法第六条第二項（給水能力等の変更）の規定による変更の許可（同法第四条第一項第二号（事業の届出及び許可）の給水区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の増加に係るものを除く。）に限る。）	許可件数	一件につき九万円
百八 深海底鉱業の許可又は深海底鉱区の変更の許可	深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第四条第一項（深海底鉱業の許可）の深海底鉱業の許可又は同法第十四条第一項（深海底鉱区等の変更）の規定による変更の許可（同法第十三条第二項第六号（許可証）の深海	許可件数	一件につき九万円

底鉦区の面積の増加に係るものに限る。）

百九 アルコールの製造、輸入若しくは販売の事業又は工業用使用の許可

(一) アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三条第一項（製造の許可）の規定によるアルコールの製造の事業の許可又は同法第十六条第一項（輸入の許可）の規定によるアルコールの輸入の事業の許可	許可件数	一件につき十五万円
(二) アルコール事業法第二十一条第一項（販売の許可）の規定によるアルコールの販売の事業の許可	許可件数	一件につき九万円
(三) アルコール事業法第二十六条第一項（使用の許可）の規定によるアルコールの使用の許可又は同法第三十条（準用）において準用する同法第八条第一項（変更の許可等）の変更の許可（同法第二十六条第二項第六号の使用施設ごとのアルコールの用途の増加に係るものに限	許可件数	一件につき一万五千円

る。)

百十 航空機若しくは航空用機器の製造事業若しくは修理事業の許可又は事業の区分の変更の許可		
航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第 二条の二（事業の許可）の航空機若しくは特定機器の製造 若しくは修理の事業の許可又は同法第二条の八第一項（事 業の区分の変更）の規定による変更の許可（同法第二条の 六第二項第三号（許可証）の事業の区分の増加に係るもの に限る。）	許可件数	一件につき九万円
百十一 特定電気用品に係る検査機関の登録 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第九 条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。 以下この号において単に「登録」という。）	申請件数	一件につき九万円 （既に登録を受けて いる者については、 一万五千円）

百十二 特別特定製品に係る検査機関の登録

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十二条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）

申請件数

一件につき九万円
（既に登録を受けている者については、一万五千円）

百十三 日本工業規格への適合の表示に係る登録認証機関の登録又は製品試験に係る試験事業者若しくは外国試験事業者の登録

(一) 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十

申請件数

九条第一項若しくは第二項（登録認証機関の登録）、第

一件につき九万円
（既に(一)に掲げる登

二十条第一項（登録認証機関の登録）又は第二十三条第

録を受けている者に

一項から第三項まで（登録認証機関の登録）の登録（更

ついては、一万五千

新の登録を除く。）

円）

(二) 工業標準化法第五十七条第一項（試験事業者の試験所

申請件数

一件につき九万円

の登録)の国内にある試験所における製品試験に係る事業者の登録(更新の登録を除く。) (三) 工業標準化法第六十五条第一項(外国試験事業者の試験所の登録)の外国にある試験所における製品試験に係る試験事業者の登録(更新の登録を除く。)		(既に(二)に掲げる登録を受けている者については、一万五千円) 一件につき九万円 (既に(三)に掲げる登録を受けている者については、一万五千円)
百十四 計量器の校正等に係る事業者の登録又は認定特定計量証明事業者の認定 (一) 計量法第百四十三条第一項(登録)の計量器の校正等に係る事業者の登録(更新の登録を除く。)	申請件数	一件につき九万円 (既に(一)に掲げる登録を受けている者に